

## ～コロナウイルスにまつわる所得税課税のもろもろ～

今年（2020年）は、日本国内でも新型コロナウイルスの流行により、様々な経済活動への影響が発生し、また、それに伴う給付や補助などの施策が相次いで行われる年となりました。今回は、あくまで給与所得者や事業所得者といった個人の視点から、関係の深いであろう論点について、所得税課税上の取扱いを確認します。なお、分かり易さを考慮し、とある会社の経理部長と、税理士Eのリモート会話形式で構成しています。

**1. 所得税の非課税について**

（ある日の会社会議室と税理士事務所）

経理部長（以下「経」）：あー、E税理士。聞こえますか。

税理士E（以下「E」）：はい。聞こえます。本日はPC越しでよろしくお願ひします。

経：このリモート会議にも、だんだん慣れてきましたよ。話し方や聞き方など。

E：はい。慣れてくれば、結構便利に使えますね。

経：去年までは、このようなものを活用していませんでした。全く、今年は新型コロナウイルスの流行で大変な年になりましたね。それで・・・今年は従業員個人に対しても色々な給付や補助などがありました。人事部や、従業員たちからいろいろ疑問などもありましてね・・・その税法上の取扱いについて、確認したいのですが。まず、所得税において、どのような収入が課税対象となるか非課税となるか、の考え方のところですけど。

E：分かりました。最初に大きくいうと、所得税法には「所得」というものの定義がないのですが、基本的には「人が収入等の形で得た経済的利益全て」という、包括的所得概念と考えられています。個人が受けた経済的利益は、その要因や形態がどうであれ、まずは「所得」ですよ、ということになるわけです。その上で、そのうちの特定の所得については、社会政策などの見地から、所得税を課さないこととしており、それを「非課税所得」としている、となっています。

経：なるほど。全体の中から、非課税となるものを決めている・・・。

E：はい。ですので、非課税とされるものには、必ず根拠規定があることとなります。所得税法の本体でいうと、9条に色々な非課税所得が定義されています。

## 2. 給与所得に関する非課税

経：給与所得関係でいうと、通勤手当（所得税法9条1項5号）がありますね。

E：はい。これは従業員が仕事をするため会社オフィスへ通勤するための、実費弁償的性格を持っているということが、非課税の趣旨となっているかと思います。

経：今年は急速に在宅勤務という形態が普及しましたが、今後我々のような事務系の業務について「仕事＝会社オフィスで行うもの」という前提が変わってくると、どうなるのかという感じもしますね。在宅勤務との関連でいうと、弊社では今年、感染防止目的でその推奨と併せて、自宅での作業環境整備の費用弁償といった意味合いで従業員に一時金を支給したのですが。

E：ええ、そのような一時金は現時点では非課税とする規定もないため、目的や実際の使途に関わらず、給与として課税することになります。

経：そうですね。ただ、ずっと在宅勤務、ということになると、従業員からすれば通勤費は節約できる一方で、自宅で作業するための光熱費やら通信費やらはかかることになりますなあ。

E：そうですね。そういった実費負担を補償するような手当を非課税とすることも、法制論としてはありかもしれませんね。



## 3. コロナウイルス流行に関する給付・補助に関する取扱い

経：今年は一人当たり10万円の「特別定額給付金」の支給がありました。

E：はい。これについては、非課税と取り扱われます。「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」——長い名称ですが——でそのように規定されています（4条）。緊急事態宣言も発出された中での家計への支援、ということなので、効果を減らさないためなのでしょうね。

経：個人でビジネスを行っているいわゆる事業所得の方が、一定以上減収となった場合かと思いますが、「持続化給付金」もありましたね。個人の場合は最大100万円ですか。

E：ええ。あちらについては、非課税とする法規定がないことから、課税所得を構成することになります。

## Tax Consulting Firm EOS Firm News Vol.63 Dec'20

経：えっ、そうなんですか。

E：はい、事業所得の計算上、総収入金額に算入されますが、事業所得は「総収入金額▲必要経費」として算出しますので、給付金を含めた総収入金額より、必要経費のほうが多ければ、課税所得は生じず、結果的に所得税の課税対象とならない——と、経済産業省のホームページでは記載されています。

経：そうなるのですか。しかし、緊急時の支援、という性格じたいは先ほどの「特別定額給付金」に近いものがありますし、取扱いが違うことは気をつける必要がありますね。

E：その通りです。「持続化給付金」以外にも、東京都が実施した「感染拡大防止協力金」等も非課税とする規定がないため、事業所得等の計算に含めていくことになります。



### 4. GoTo ××× キャンペーン の取扱い

経：ウイルスの感染がいったん落ち着いたような時期には、経済支援的な施策も打たれましたね。観光業・宿泊業では、GoToトラベルキャンペーン。飲食業では、GoToイートキャンペーンですか。あれらも、なにか課税上の論点は……。

E：主に、キャンペーンを利用する個人側が受ける経済的利益、というところに着目して考えてみます。GoToトラベル事業を利用して旅行した場合、国による支援額＝旅行代金の2分の1相当額は、旅行者個人の「一時所得」として課税対象となる、というのが観光庁Q&Aでの公式見解のようです。また、GoToイート事業を利用して飲食した場合、国による支援額＝購入した食事のプレミアム分25%もしくはオンライン予約サイトによるポイントは、同様に消費者個人の「一時所得」として課税対象となる、と農林水産省Q&Aにあります。

経：ほうー。

E：ただ、「一時所得」は計算上、必ず50万円の特別控除が適用されますので、これらの給付額と、それ以外の一時所得となる収入——懸賞金などが該当しますが——との合計額が50万円を超えない限りにおいては、受給者個人の課税所得は生じない、とも記載されています。これについては観光庁・農林水産省とも、ほぼ同じ文言となっています。

**Tax Consulting Firm EOS**  
**Firm News Vol.63 Dec'20**

経：そうですか。まあ一時所得となる収入が50万円となることはあまりないかもしれませんが、原則としては非課税ではなく課税の性格であるのなら、念のため、自分の受給額を把握しておく必要はありそうですね。それにしても今年はイレギュラーなことが多く、そして税務上の取扱いも複雑なことが多いですよ。また相談させて頂くこともあると思いますが・・・。

E：はい。分かりました。リモート会議は移動時間がかからない利点もありますし、また気軽に開催できればと思います。



本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: [accounting@epcs.co.jp](mailto:accounting@epcs.co.jp) <https://www.epcs.co.jp>